

京都市「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」に関する意識調査等の業務委託に関する受託事業者の公募について（プロポーザル説明書）

京都市総合企画局
市長公室創生戦略担当

京都市「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」に関する意識調査等（以下「京都創生に関する意識調査等」という。）の業務委託について、下記のとおりプロポーザル方式による受託候補者（第一交渉権者）の選定手続を行いますので、参加者を募集します。

記

1 委託業務の目的

人口減少社会に歯止めをかけ、東京への一極集中を是正し、地域で住みよい環境を確保して活力ある社会を維持していくという「地方創生」の実現を目的とする「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年11月に制定された。

京都市では、他の政令市に先駆け「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略（中間案）を本年3月に策定し、今後、本年9月には最終版となる「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略を策定する予定であり、本調査によって、結婚と出産、子育て等に関する意識等を把握し、総合戦略を策定するに当たっての基礎資料とすることを目的とする。

2 業務内容の概要

- (1) 名称 京都市「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」に関する意識調査等の業務委託
- (2) 内容 別紙1「京都市「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」に関する意識調査等の業務委託に関する仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から平成27年9月30日まで

3 予定価格の上限

3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 調査票の返信先は京都市とする予定であり、返信に要する後納郵便料金は、上記予定価格に含めなくてもよいものとする。

4 応募資格

- (1) 京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。
- (2) 京都市競争入札等取扱要領第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

(3) 本事業の主旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。

5 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

プロポーザル参加に当たって質疑のある者は、書面により受付期間内に質問を行うこと。

- (1) 質問方法 書面（様式自由）により、持参、郵送又は電子メールで行うこと。
- (2) 受付期間 平成27年5月12日（火）午後5時まで（必着）
- (3) 回 答 平成27年5月13日（水）までに、ホームページ上で公開する。

6 企画提案書の提出

本業務の受託を希望する者は、別紙2「京都市「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」に関する意識調査等の業務委託に関するプロポーザル企画提案書作成要領」に基づき、必要書類を提出すること。

(1) 必要書類

- ア 企画提案書
- イ 会社概要
- ウ 見積書
- エ 経費内訳書

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出期限 平成27年5月18日（月）午後5時まで（必着）

(4) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加申請書、企画提案書等

参加申請書、企画提案書等が次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ) 提出された書類は、過去に受託した同種の業務で作成した調査票及び調査報告書を除き、返却しない。

7 ヒアリングの実施

企画提案書が優秀であると認めた数者に対し、企画提案書の内容について、提案者に対して、必要に応じてヒアリングを実施することがある。該当する者に対しては、日時及び場所その他留意事項等を別途通知する。

なお、ヒアリングについては、事業従事予定者に行うことを想定している。

8 受託候補者の選定

(1) 受託候補者の選定

業務受託候補者の選定は、本市職員で構成する選定委員会が、次の手順により総合的に公平かつ客観的に審査し、全ての提案者の順位を決定したうえで、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

① 技術提案の評価

ア 企画提案書に基づき提案仕様の内容を評価し、「技術提案評価点」を与える。

イ 「技術提案評価点」は65点満点とする。

ウ 技術提案評価は、次に示す観点により行う。

(ア) 同種の受託業務実績

(イ) 受託業務の実施体制

(ウ) 担当職員の経歴及び実績

(エ) 個人情報等の機密保持に係る体制

(オ) 工程計画の妥当性

(カ) 調査票回収率向上の方策

(キ) 過去の調査票及び調査報告書の内容

② 見積価格の評価

ア 見積価格を後に示す計算式に基づき計算し、「価格評価点」を与える。

イ 「価格評価点」は5点満点とする。

ウ 提案者の価格評価点の算定式

$$5点 \times (\text{全ての提案者の見積価格のうち最低価格} \div \text{提案者の見積価格})$$

③ 受託候補者の決定方法

「技術提案評価点」及び「価格評価点」を合計し、合計点数が最も高い者を受託候補者（第一交渉権者）とする。なお、「価格評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

④ 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 提案者それぞれの「技術提案評価点」及び「価格評価点」が異なる場合

「技術提案評価点」が高い者を受託候補者（第一交渉権者）とする。

イ 上記の方法により、受託候補者が決定しないときは、当該提案者にくじを引かせ、受託候補者（第一交渉権者）を決定する。

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果については、書面をもって通知する。（平成27年5月22日（金）に発送

予定)

イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、平成27年5月27日（水）午後4時30分までに書面で、京都市総合企画局市長公室創生戦略担当まで提出すること。

ウ 提出は持参によるものとし、郵便及び電送（電子メール、FAX等）によるものは認めない。

エ 提出のあったものについては、平成27年5月29日（金）までに書面をもって回答する。

(3) 受託者の決定

受託候補者（第一交渉権者）と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の見積価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から平成27年9月30日（水）までとする。

(4) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が文書により承認した場合はその限りでない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けた後に、受託者の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、委託料を支払う。

(8) 著作物に係る権利等

本調査の実施に当たって作成する著作物に係る権利は本市に譲渡するものとし、本市による編集等の二次利用を妨げないものとする。

(9) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けられることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(10) かし担保責任

ア 本市は、成果物にかしがあるときは、受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができるものとする。

イ 本市は、本市の定めた履行期限までに、受託者によるかしの修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

ウ ア及びイは、契約目的物のかしが支給品若しくは貸与品又は本市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその支給品若しくは貸与品又は指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

エ ア、イ及びウによるかしの修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引渡しを受けた日から2年以内に行うものとする。

【提出及び問合せ先】

京都市総合企画局市長公室創生戦略担当（担当：船槻，藤岡）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話 075-222-3978 FAX 075-213-1066

e-mail: sosei-senryaku@city.kyoto.jp